

平成22年6月18日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令について

平成21年12月、エリトリアに対する武器禁輸等を内容とする国連安保理決議第1907号が採択されたことを踏まえ、エリトリアを仕向地とする通常兵器等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合等の貨物の輸出について、経済産業大臣の許可を受ける義務を課すものです。

1. 改正の概要について

我が国においては、外国為替及び外国貿易法に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる特定の種類の貨物の輸出については、その輸出に際して経済産業大臣の許可を受ける義務があります。

当該義務の対象となる貨物の種類及び仕向地については、国際合意に基づき輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項において個別に指定しております。

他方、輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物については、国連安全保障理事会において武器の禁輸が決議された国（国連武器禁輸国）に向けて輸出する場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合等について許可を受ける義務を課しています。

本政令は、平成21年12月の国連安保理において、エリトリアに対する武器禁輸等を内容とする国連安保理決議第1907号が採択されたことを踏まえ、輸出令別表第3の2に「エリトリア」を追加するものです。

2. 今後の予定

公 布 平成22年 6月23日
施 行 平成22年 9月 1日

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 飯田

担当者：丸原、諸橋

電 話：03 - 3501 - 1511（内線：3271）

03 - 3501 - 2800（直通）